

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度について

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策（第2弾）として、以下の対象者に対する傷病手当金の支給に対する支援が実施されることとなり、摂津市国民健康保険においても、本来であれば本協議会において諮問・答申を踏まえ決定するべきところではございましたが、速やかに対応するべく、市長専決による条例改正等を行い、時限的に制度を創設したところです。

【対象者】

国民健康保険加入の被用者（給与等の支払いを受ける方）で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために労務に服することができなくなった方

【対象となる条件】

- 給与等の支払いを受けている摂津市国民健康保険の加入者であること
- 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために労務に服することができなくなったこと
- 労務に服することができなくなった日から3日が経過し、4日目以降にも労務に服することができなくなった日があること
- 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日

【適用期間】 (延長)

令和2年1月1日から令和2年9月30日まで ⇒ (変更後) 令和3年3月31日まで

【支給金額】

(直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象日数

◆現在の申請状況と今後の見通し

・令和3年2月1日時点において、申請件数は2件となっております。新型コロナウイルス感染症の状況により、国が支援を延長する場合は、規則改正等により、延長を予定しています。

◆その他 (追加)

・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正（令和3年1月国会提出）が予定され、新型コロナウイルス感染症の定義を行う文言整理の為、国民健康保険条例の一部改正を予定（令和3年第1回定例会）。